

第2次越谷市地域福祉計画改定版(素案)に対する意見公募の結果について

No.	該当箇所	意見要旨	提出された意見等に対する 実施機関の考え方
1	P.63、73 基本方針 2-2-1 福祉サービスの利用に 関する情報提供・相談支 援体制の整備	高次脳機能障害を抱える方が適切な サービスが受けられるよう、「発達障 がい者への相談支援の充実」と同様 に、高次脳機能障害についても記載 してほしい。	国は、複合的な生活課題を抱える者が増える中、適 切な行政サービスを受けることができない対象者とし て、高次脳機能障害を抱える者を挙げている。高次脳 機能障害を抱える方々が、適切な支援が受けられる よう、第4次越谷市障がい者計画における記載と整合 を図り、追記する。
2	P.38 重点施策 地域で支え合う仕組みづ くり 各部門計画におけるネッ トワークの必要性	「(参考)各部門計画におけるネッ トワークの必要性」や「越谷市地域包 括ケアの実現」の部分に、地域共生 社会の実現に向けた国の動きを紹介 するのがよいのでは。	社会福祉法が改正され、地域福祉計画は、福祉分野 における上位計画として位置づけられるとともに、地 域共生社会の実現に向けた取り組みを記載すること となった。これを受け、平成29年夏頃に地域福祉計 画策定に関するガイドラインの見直しが予定されてい る。 したがって、地域共生社会の実現に向けた取り組み については、上位計画としての位置付けや、新たなガ イドラインも踏まえ、第3次の地域福祉計画に盛り込 んでいきたいと考えているが、地域福祉の方向性を 示す重要な動きであることから、国の動向を紹介す ることとする。